

論 説

電子メールによる株主総会の招集手続についての検討

——取締役会招集手続の事案と比較して——

木 原 彩 夏

はじめに¹⁾

本稿は、株主総会の招集手続の電子化に係る令和元年会社法改正の規律につき整理したうえで、改正後においても個別同意なしには認められていない、招集通知自体の電子提供化（すなわち完全な電子提供化）について検討するものである。招集通知自体の電子提供といっても様々な方法があるものの、本稿においては、取締役会の招集手続において実務上用いられている電子メールの方法による場合を中心に扱い、取締役会の招集手続に関する裁判例と比較する等の手法により検討を行う。

会社法上の株主総会の役割は、当該株式会社に取締役会が設置されているか否かにより全く異なるものであり、役割の違いから、株主総会の招集通知の役割や招集通知の規律により保護されるべき利益もおのずから異なる。本稿においては、取締役会設置会社に焦点を絞って議論を行う。とりわけ、議決権の書面行使制度の採用が義務付けられる株式会社（ほとんどが上場会社であろう²⁾）を念頭において議論をすすめるものとする。

1. 株主総会の招集手続の総論と令和元年改正

(1) 招集手続総論

株主総会の招集とは、会議体である株主総会を成立させるために、構成員たる株主に集合を求める行為である。株主総会は、招集権限のある者が法定の手続に従い招集することにより開かれる⁴⁾。招集手続が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときには、当該招集に係る株主総会で成立した決議の取消事由となる（会社法（以下会社法については法文名を省略）831条1項1号）。

(2) 令和元年改正前の招集手続の規律

令和元年改正前の、取締役会設置会社における株主総会の招集手続に係る規律は、以下の四点にまとめることができる。

①公開会社においては、株主総会の日の二週間前までに通知を発しなければならない（299条1

⁵⁾項)。

②取締役会設置会社においては、招集通知は298条1項各号の事項を記載した書面でなければならない(会社法299条2項2号, 同4項)。株主の承諾を得て、書面による通知にかえて、電磁的方法により通知を発することも可能である(299条3項)。

③取締役会設置会社の定時株主総会では、招集通知に際して、計算書類と事業報告の提供も必要(437条)である。

④議決権の書面行使制度が採用された場合は、招集通知に際して、株主総会参考書類及び議決権行使書面の提供が必要である(301条, 302条, 会社法施行規則65条, 66条, 73条以下)。議決権を有する株主の数が千人以上である株式会社においては、議決権の書面行使制度の採用が義務付けられる(298条2項⁸⁾)。

なお、この③④により提供すべき書類のうち一部の内容については、会社法施行規則及び会社計算規則により、定款に基づきウェブ上に掲載することにより、株主の個別の承諾を取らずとも、株主に対して書類を提供したものとみなすという制度(「みなし提供制度」といわれる)が設けられていた(令和元年改正前会社法施行規則94条1項)。しかし、このみなし提供制度においても、典型的に株主の関心が特に高いと考えられる議案、貸借対照表及び損益計算書、並びに実際の株主総会において口頭で説明されることが多いと考えられる事項については、みなし提供制度が利用できないものとされていた⁹⁾。それゆえ、このみなし提供制度により、③④により提供が求められる書面の送付を、全部電子提供に置き換えることは認められていなかった。

(3) 令和元年改正以前における電子化に係る改正経緯

上記でみた①～④の招集手続に係る規律につき、本稿のテーマに特に関わる②については、かつては、法文上「書面で」という明記がなかった¹⁰⁾。これが明記されたのは平成13年商法改正の際¹¹⁾である¹²⁾。

平成13年商法改正においては、高度情報化社会に対応して会社運営のIT化を可能にするための会社関係書類の電子化¹³⁾に係る規定が整備された。その際、②の後半に記載した、個別の同意を得れば電磁的方法により株主総会の通知を発することができる規定¹⁴⁾が加えられた。それと明確に区別する趣旨で、(株主の個別同意のない)通常の招集通知については「書面で」の旨が明記されている。しかしながら、この個別同意による招集通知の電子化は、上場会社等においては、株式の売買が頻繁でありかつ株主の数も多いことから、それほど採用されていない¹⁵⁾。また、採用されているとしても、個別同意のある株主に対してのみ電子化しようという規律であるため、株主全員に対し一律に招集通知の電子化をすることはできない。すなわち、紙の通知と電子的通知を株主ごとに使い分けるといふこととなり、実務上煩雑となる。

平成13年商法改正前の「書面で」との明文の規定が無い時代においても、株主総会の招集通知については、招集手続の確実を期するために書面を要するとする見解が多数説であった¹⁶⁾。このことは、株主総会の招集通知の手続を定める、平成13年改正前商法232条が、その2項において、招集通知に会議の目的たる事項の記載を要求していることから裏付けられる¹⁷⁾と考えられていた。

そして、書面によらずに株主総会の招集通知を発した場合には、通知としては違法であって、招集手続の違法として株主総会決議の取消事由(現行法における831条1項1号)となると考えられ

ていた。¹⁹⁾

(4) 令和元年改正

令和元年改正においては、定款の規定に基づき、株主の個別同意が無くとも、下記の書類の内容をウェブサイトに記載して、招集通知にそのウェブサイトの URL を記載等して通知した時には、株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする制度（以下「参考書類の電子提供制度」²⁰⁾という）が新設された。

①株主総会参考書類 ②議決権行使書面 ③437条の計算書類及び事業報告 ④444条6項の連結計算書類（325条の2）

この改正の主な目的は、投資家と株式会社との建設的な対話のための情報開示の質の向上であると考えられている。印刷や郵送等に係る費用の節減というコスト削減的な効果も考えられるが、あくまでも情報開示の質の向上、ひいては事前準備を含めた株主総会プロセス全般の見直しの契機となるべきという点に重点があると理解されている。²¹⁾²²⁾²³⁾

なお、インターネット利用が困難な者のために、²⁴⁾参考書類の電子提供制度を定めている会社においても、株主からの請求があれば書面での交付を行わなければならない（325条の5第1項）。

上場会社等については、参考書類の電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならない（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項）と規定されており、参考書類の電子提供が義務付けられる。この義務付けは、上場会社等においては株式の売買が頻繁で不特定多数の株主がいることから、議決権を行使するために株主総会参考書類等の内容を検討する期間を確保すべき必要があるとの理由による。²⁵⁾機関投資家の便宜を念頭においた義務化であると考えられる。²⁶⁾

なお、招集通知については、令和元年改正に係る審議の当初から電子化に関する議論はされておらず、²⁷⁾個別同意がある場合にのみ招集通知を電子化することができる従来の規律がそのまま維持されている。それゆえ、株主の個別同意が無ければ、令和元年改正後も招集通知は紙で郵送することが求められている。上記に述べた改正の目的からすれば、コスト削減は主たる目的ではなく、また紙での招集通知を取りやめることは情報開示の質の向上につながらないことから、招集通知の電子化が改正議論の俎上に上がらなかったことはむしろ当然のことであるかもしれない。

以下では、令和元年会社法改正では成らなかった株主総会の招集通知自体の（個別同意のない）電子化は、理論的制度的に正当化される余地があるのかについて、取締役会の招集通知における事例等をもとに検討を行う。

2. 取締役会の招集手続

(1) 取締役会の招集手続につき検討する理由

以上で見てきたように、株主総会の招集手続においては、株主総会参考書類等において個別同意を得ない電子提供が認められたものの、招集通知自体については個別同意なく電子提供することは認められていない。そのため、令和元年改正後においても、個別同意のない限りは招集通知を紙にて郵送する必要がある、電子提供での完結ができないという規律となっている。

一方、同じく会社法上の重要な意思決定機関である会議体たる取締役会については、招集通知の様式についての規定が無い。

以下では、取締役会の招集通知を電子メールで行ったものの、その送り方に問題があったことを理由に、招集通知の瑕疵について争われた事件等を参照し、株主総会の招集手続と取締役会の招集手続との差異に着目しつつ、今後株主総会について個別同意のない電子メールでの招集手続が認められるべきかにつき検討を加える。

（2）株主総会招集手続と取締役会招集手続の差異及び違法の場合の効果の差異

取締役会の招集手続については、366条に招集権者（原則として各取締役であるが、定款又は取締役会決議で招集権者を限定することができる）の定めがあるほかは、368条1項において、会日の一週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にはその期間）に招集通知を発すべきことが定められている。しかし、取締役会においては緊急に決議しなければならない事項もあることから、取締役（監査役設置会社にあつては取締役及び監査役）全員の同意がある場合には、一週間（定款の定めがある場合にはその期間）をさらに短縮できる（368条2項）。

なお、実務上は、取締役会の招集手続に要する日数を三日程度に短縮している例が多いとされる²⁸⁾。ただし、招集通知の発出と会日の間には、取締役や取締役会に出席義務のある役員が出席できる期間乃至時間が確保されていなければならないとされる²⁹⁾。

以上のように、取締役会の招集手続においては、株主総会の招集手続とは異なり、招集通知に記載されるべき事項、添付すべき書類及びその方法（書面での送付が必要であるか）についての会社法上の規定はない。それゆえ、招集通知としては、会議の日時と場所を通知しなければならない³⁰⁾が、それ以外の事項の記載は会社法上求められていない。また、電子メールや口頭での招集も可能である。

一方で、株主総会の招集通知に関しては、会社法126条1項により、株主にあてて発信すれば効力を生ずる（通常到達すべき時に到達したものとみなされる、同2項、発信主義）。しかし、取締役会の招集通知についてはこのような特別の定めが無いため、民法の原則に従い、到達しなければ招集通知の効力は生じない（民法97条1項、到達主義³¹⁾³²⁾）。到達とは、通知が相手方に了解可能な状態となること又は相手方の支配圏内に置かれたことを指す。取締役会の招集通知が発出されたが到達しない場合には、招集手続の瑕疵となる³³⁾。株主総会の招集通知については、会社法126条1項2項により、招集通知が発出されれば通常到達すべきであった時に到達したものとみなされるため、到達しなかった場合であっても招集手続の瑕疵にはならない。すなわち、株主総会の招集通知については到達しなかった場合のリスクは株主が負うこととなる³⁴⁾³⁵⁾。

株主についてこのような民法の特則が定められ、発信したが到達しなかったリスクを株主が負うものとされているのは、多数の株主等に対する通知をしなければならない会社の事務処理上の便宜からであると考えられている³⁶⁾。

さらに、株主総会と取締役会の招集手続において異なるのは、瑕疵があった場合の効果である。株主総会の招集手続に瑕疵（法令若しくは定款違反又は著しい不公正）があった場合には、株主総会決議の取消事由（831条1項1号）となる。株主総会の決議取消しの訴えには出訴期間（3か月）が定められており（831条1項柱書）、それを過ぎても提訴しない場合にはもはや瑕疵を争う手段が

無くなることから、当該瑕疵に係る株主総会で成立した決議は有効と確定することとなる。

他方で、取締役会の手続上の瑕疵については、株主総会における831条のような定めが無い³⁸⁾ため、どのような瑕疵であっても原則として当然決議は無効となり、いつでも誰によってもその決議の効力は争いうるものとなる。しかしながら、軽微な手続上の瑕疵で決議が無効になるとするのも厳格にすぎるきらいがある。それゆえ、判例において「取締役会の開催にあたり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠くことにより、その招集手続に瑕疵があるときは、特段の事情のないかぎり、右瑕疵のある招集手続に基づいて開かれた取締役会の決議は無効になると解すべきであるが、この場合においても、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、右の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、決議は有効になる」(最判昭和44年12月2日民集23巻12号2396頁)との判示がなされ、学説上批判はあるものの³⁹⁾、確立した判例となっている。

すなわち、取締役会設置会社における株主総会の招集手続と取締役会の招集手続の規律上の差異は大きく分けると以下五点である。

- ①招集通知から会日までの期間及び期間についての弾力的な措置があるか否か
- ②書面である必要があるか否か
- ③会議の目的事項（議題）等の記載及び参考書類等の必要性
- ④招集通知の発信主義又は到達主義（不到達のリスクをいずれが負うか）
- ⑤手続上の違法の効果（取消事由か原則無効か）

この①②の差異の理由については、株主は自己の権利のために株主総会に参加する権利を有しているが、取締役は取締役会に出席する義務を負っている⁴⁰⁾のであって、取締役自身のために招集通知を受けるものではないからであると考えられる。つまり、株主総会の招集通知を「株主総会に参加する権利」を確実にするものとしてとらえ、取締役会の招集通知を「取締役会出席という義務を果たすため」のものであるととらえれば、両者の要保護性が異なってくるため、取締役会の招集通知においては事務上の便宜や緊急性といった要請を優先して、弾力的な取り扱いや例外が認められるものの、株主総会の招集通知においては、株主総会に参加する権利の確保という要請を重視する必要性が高いために、他の要請による例外等が認められないという違いがあることとなろう。

(3) 電子メールによる取締役会の招集通知が不適法であるとされた裁判例

取締役会の招集通知を電子メールで行ったが送り方に問題があったため適法な招集通知と認めべきかが争われた裁判例として、東京高判平成29年11月15日金商1535号63頁及びその第一審である東京地判平成29年4月13日金商1535号56頁がある（以下「平成29年判決」という⁴¹⁾⁴²⁾）。

この平成29年判決は、X（Y社を含むグループの創業者、本件株主総会時点でのY社代表取締役）と他の役員達との間に対立があり、他の役員達がXを排除する意思のもと、緊急の取締役会を開催することを決定し、その招集通知を、会議日の前日の深夜11時半ごろに電子メールで送信し、その翌日朝9時半に開催された当該取締役会では、X欠席のままXの代表取締役の解職が議決されたため、Xが決議無効確認訴訟を提起したという事案についてのものである⁴³⁾。主な争点は招集通知の瑕疵と決議の有効性であるが、ここでは本稿に関係のある前者の点のみを取り上げる。

本事案において、招集通知である電子メールは、Xに割り当てられたY社内メールアドレスにおいて受信された（メールサーバに記録された）。通常であれば、電子メールを受信したことをもって、相手の了知可能な状態に置かれた又は支配圏内に置かれたものとして、「到達」と解されるところである。しかしながら本事案では、Xは自らパソコンを操作することが無く、Xのパソコンは秘書室において管理され、かつXに割り当てられた招集通知の発出されたメールアドレスには、これまで電子メールが送られたことが無かったという事情があり、これらの事情より、Xが当該アドレスに取締役会の招集通知が送信されることを予期しえたとはいえないと認定された。また、招集通知の発出と会日までの期間が短く、かつ発信が深夜であったことから、メールを見て会議への対応を検討するための時間的余裕がほとんどないこと等も考慮して、本件においてはXに対し、招集通知がなかったもの（すなわち招集手続の瑕疵がある）と判示された⁴⁴⁾。

学説上も、本事案においてはXに対する招集通知を欠くとする判示に反対するものは見当たらない⁴⁵⁾。社内の役職者に対し、社内でも割り当てられたメールアドレスにおいて受信したのであるから、通常は支配圏内に置かれたと評価されるべきである⁴⁶⁾ものの、Xの個別事情においてメールアドレスを見ることを期待できる状況でなく、かつ深夜でありかつ会日までの期間が極めて短い⁴⁷⁾ことも含めると、Xにとって了知可能であるとは言えないために、「到達」と評価できないとして、個別具体的な事情から到達の概念をやや厳格に判断したものと考えられる。

3. 検 討

上記の平成29年判決の事案は取締役会についてのものであるが、電子メールにより招集通知を送付した場合の問題点（とりわけ発信側に不当な意図があった場合）が炙りだされている事案であるといえる。

ただし、株主総会の招集通知を電子メールで送付する場面では、招集から会日までの期間が短すぎるといえる問題は生じえない。しかし、「使っていないメールアドレスに招集通知が発信された」という事態は起こり得るのである。

これにつき、先述した会社法126条1項では、「株主に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所（当該株主が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）」にあてて発すれば足りる旨が定められている。これに倣えば、もし今後個別同意なく株主総会の招集通知を電子メールで送ることが許容された場合には、株主自身が宛先となるメールアドレスを指定し、かつメールアドレス変更の際には遅滞なく宛先のメールアドレスを変更できるような規律とし、メールアドレス変更によって株主への不利益が生じないような規律とすることが必要であると考えられる。国際的にも、電子メールによる情報伝達における「到達」については、受信者が指定したメールアドレスであるか、受信者が当該メールアドレスで情報を取り出すことが可能であることが前提として必要であり、このような条件を満たすメールアドレスに送信されたことを受信者が了知した時に「到達」と解すべきである⁴⁸⁾と考えられていることから、基本的には受信者がメールアドレスを指定するという規律となるべきであろうと考えられるし、受信者がメールアドレスを指定しなかった場合には、

了知可能性について厳格に解すべきであろうと考えられる。

そのような規律としてもなお、株主総会の招集通知を完全に電子化することについて疑念が残るとすれば、発信主義を採っているという点になろう。先述したように株主への通知について発信主義がとられているのは会社の事務処理上の便宜であり、その理由は招集通知が電子メールとなっても変わらないであろう。そのため、招集通知を電子メールで送る場合においてもやはり現状の通り発信主義を採らざるを得ないこととなるだろう。そうしなければ、一通でもメール不着の場合には決議取消事由があるものとなってしまい、株主総会決議がかなり不安定なものになりかねない。それゆえ、電子メールによる招集通知の場合のみ到達主義が採用されるということは、上述した発信主義に関する潮流等に鑑みても考え難い。

一方で、平成29年判決が取締役会の招集通知を欠くと判断したのは、まさに到達主義を採っており、かつ到達を厳格に解したからである。それゆえ、発信主義を採らざるを得ないというのは、それだけで個別同意なく株主総会の招集通知を電子メールで送るという規律の正当性を揺るがす。現状の経験則においては、電子メールの不着のリスクは無視できないものであり、そのリスクをすべて株主に負わせるというのには問題があろう。

そもそも、株主総会の招集通知において招集通知の発信期間が厳密に定められているのは、株主総会に出席する株主がその準備を行うのに必要な時間的余裕を担保するためである。⁴⁹⁾ 招集通知の発出と会日までの期間が法定の期間に足りない場合には、その瑕疵は決議取消事由となり、更にはその瑕疵は重大なものとなるため、決議取消訴訟において招集手続に瑕疵があるものの決議が有効となるという判決（831条2項）がされる可能性はないと考えられている。⁵⁰⁾ 東京地判昭和54年7月23日判例時報964号115頁は、法定の期間に2日足りなかったという事案において、法定期間は「株主が総会前に十分熟慮してその議決権を行使できるようにはかつたもの」であるから当該瑕疵は重大であると判断している。

このように、招集通知の発信期間の取扱いが厳密であることは、株主の議決権行使のために欠いてはならないものであると捉えられている。そこから敷衍すれば、メールの不着のリスクを株主に負わせるような規律は考え難いところである。また、株主が電子メールによる招集通知に気づくのが遅れたという事態も容易に想定され、そのような問題を対策なく放置することは、上述した通知の発出期間を厳密に解することと相いれないと思われるため、この点からも個別同意のない電子メールでの招集通知を制度化するハードルは高いと思われる。

開催時期がある程度定まっている定時株主総会であればともかく、組織再編等の重大な案件が議論されることも多い臨時株主総会については、時期の予測もできず、電子メールでの招集通知では、不着リスク・メールに気づかないリスクにより、出席機会を逃す可能性が無視できないものと言えよう。それでは、時期が定まっているため比較的に見逃しリスクが低いとも考えられる定時株主総会のみ、電子メールで招集通知を送るという規律とすることは考えられるだろうか。しかし、それにも無理があると思われる。現行の会社法においては定時株主総会と臨時株主総会の規律は、定時株主総会では年一回の開催が義務付けられる（296条1項）並びに計算書類の承認及び事業報告の内容の報告は定時株主総会において行う（438条）というほかは法律上の違いが無いものという扱いです。⁵¹⁾ それにもかかわらず、招集通知の発出方法のみ異なる扱いをするのは、かえって混乱のもととなろう。

上記に挙げた問題が克服できない現状において、個別同意なく株主総会の招集通知を電子メールで送るという規定を会社法に設けることは、株主の権利保護の観点より問題があるもの⁵²⁾と考える。

4. 結びに代えて

ここまで、株主総会の招集手続の電子化、とりわけ招集通知の電子化についての検討を加えてきた。

本稿においては、電子メールによる招集の場面を中心に扱い、電子メールにより株主総会の招集手続を完結させることには問題があると結論付けている。しかし、株主総会の招集手続に係る電子化は必ずしも電子メールによるものだけではない。例えば、東京証券取引所が提供している議決権電子行使プラットフォーム⁵³⁾を用いる方法等である。これら電子メール以外の方法での株主総会招集手続の電子化についても、今後検討していく必要があると考えている。

もしかしたら、本稿で扱ったテーマについては「結局は株主総会のコストというような些少な問題にすぎず、理論的に検討する価値のない問題なのではないか」との批判が寄せられるかもしれない。

しかしながら、上記のような見解は的外れな批判であるとする。株主総会の開催コストが（招集手続に関するもの以外も含め）膨大であることは、結果的に株主総会の開催及び討議充実の制約となりうるからである。例えば、株主総会は通常ホテルの大広間等の貸会場で行われることが多く、株主総会の時間を無限に設定することはコストの見地から難しい。それゆえ、株主総会の議場で行われる質疑応答にも時間的な制約がかからざるを得ない。確かに、株主総会における取締役等の説明義務（314条）は法文上も株主から特定の事項についての説明を求められた場合にはじめて生じる義務となっており、時間的な制約により、まだ質問のある株主がいる段階において質疑応答時間を打ち切ったとしても、それ自体は違法ではなく、株主総会の手続上の瑕疵等とはならない。しかし、議題に対する質疑応答の機会を確保して討議を尽くすべきことは会議体として尊重しなければならないのではなかろうか。上記のように、コスト面からの制約により、投資家と株式会社との建設的な対話という令和元年改正時に掲げられた理念を全うできない事態が生じるおそれがあるといえる。

このように、株主総会の開催方法についての問題は、株主総会における議論の充実を妨げかねない一要素として、今後も重点的に検討されるべき理論的な課題であるとする。

さらには、令和元年改正による参考書類の電子提供制度は、コストの問題というよりも情報提供の充実⁵⁴⁾に重点が置かれており、株主総会プロセス全般の見直しの契機ともなるものと評価されているのであるから、単にコスト問題と考えることは問題を矮小化するものである。

株主総会に係る電子化については、本稿で扱った招集手続の電子化のほか、新型コロナ対応において脚光を浴びたバーチャル株主総会等、様々なトピックがある。これらは上記で述べたように決して単なるコスト問題や一過性の話題などではなく、株主総会自体の役割という会社法上の根源的なテーマを探求するうえで今後も考察していかなければならない検討課題となろう。

以上

注

- 1) 本稿の検討は、第53回立命館大学税財政研究会（2024年2月26日開催）及び立命館大学商法研究会（2024年7月6日開催）における報告を基礎とするものである。両研究会においてはご出席の先生方より有益なご指摘をいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。
本稿は、JSPS 科研費 18K12675 及び 24K16280 並びに立命館大学社会システム研究所奨励研究プロジェクトの助成を受けた研究の成果である。
- 2) 松井秀征「株主総会資料の電子提供制度」別冊商事法務編集部編『令和元年改正会社法②—立案担当者・研究者による解説と実務対応』別冊商事法務454号（2020）111頁，111頁〔初出2020〕。
- 3) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集権限（決定権限）は取締役会にある（会社法298条1項，同4項）。なお、この例外として、少数株主による株主総会の招集（会社法297条）があるが、開催費用が株主負担となること及び株主提案権（会社法303条乃至305条）により目的を達成しうること等の理由より、大規模な会社においてはあまり利用されていない制度である。
- 4) 江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』（有斐閣，2024）326頁。
- 5) この期間は厳密に順守しなければならないと考えられており、後述する取締役会のような弾力的な措置はない。
- 6) ①株主総会の日時及び場所，②株主総会の目的事項（議題），③株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨（以下「書面行使制度」という），④株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨及び⑤前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項（事前の議決権行使の期限等）。
- 7) 昭和56年商法改正により新設。
- 8) 298条4項において議決権の電磁的方法による行使の制度もあるものの、こちらについては書面行使制度とは異なり、採用の義務付け等は無い。
- 9) 竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説」別冊商事法務編集部編『令和元年改正会社法②—立案担当者・研究者による解説と実務対応』別冊商事法務454号（2020）11頁，12頁〔初出2020〕。なお、これらの令和元年改正前におけるみなし提供制度において、その対象とされていなかった単体の貸借対照表や損益計算書等の資料は、令和3年の会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（法務省令第45号）により時限的措置として、令和4年の会社法施行規則等の一部を改正する省令（法務省令第43号）により上記の時限的措置期間の満了後も、みなし提供制度の対象に含められることとなった。
- 10) 平成13年改正前商法第232条1項 総会ヲ招集スルニハ会日ヨリ二週間前ニ各株主ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス
同2項 前項ノ通知ニハ会議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス（3項省略）
- 11) 平成13年においては三度にわたり商法が改正されている。本稿では、会社関係書類の電子化に係る規定が整備された二度目の改正である、平成13年法律第128号（平成14年4月1日施行）をもって、単に「平成13年商法改正」という。
- 12) 平成13年改正後商法第232条1項 総会ヲ招集スルニハ会日ヨリ二週間前ニ各株主ニ対シテ書面ヲ以テ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル会社ニ於テハ其ノ期間ハ定款ヲ以テ一週間ヲ限度トシテ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ（※下線筆者）（2項以下省略）
- 13) 法務省司法法制部「法制審議会第135回会議 議事概要」（平成13年9月5日開催）https://www.moj.go.jp/shingil/shingi_010905-3.html（最終閲覧日2024年2月24日）。
- 14) 承諾は株主ごとに必要である。
- 15) この個別承諾を得て招集通知を電子化する方法を上場会社で採用している例は、2023年のデータにおいては6.5%と極めて低い。商事法務研究会編『2023年株主総会白書』（旬刊商事法務2344号）（2023）71頁。なお、2019年のデータにおいては、採用率は5%未満である。竹林俊憲ほか・前掲注

- (9)12頁。商事法務研究会編『2019年株主総会白書』（旬刊商事法務2216号）（2019）64頁，65頁。2019年と比較して2023年のデータにおいて増加がみられるのは，2023年の株主総会より参考書類の電子提供制度の適用が開始されたことが影響しているものと思われる。商事法務研究会編『2023年株主総会白書』（旬刊商事法務2344号）（2023）71頁。
- 16) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（5）株式会社の機関（1）』（有斐閣，1986）46頁〔前田重行〕。
- 17) 平成13年改正前商法232条2項（前掲注(10)参照）には，会議の目的事項を「記載スルコトヲ要ス」と規定されている。口頭での通知では「記載」にあたらなため，本規定は当然に書面への記載を前提とするものであると解することができる。上柳克郎ほか・前掲注(16)46頁〔前田重行〕。
- 18) 電子化という概念が存在しない時代の議論であるため，書面によらない場合とは，口頭で招集通知がされた場合のことである。
- 19) 上柳克郎ほか・前掲注(16)46頁〔前田重行〕。但し，小規模な会社では口頭での通知等でも株主全員に十分に周知しうるような場合には，手続の瑕疵は治癒されて決議は有効となると考えられていた（上柳克郎ほか・前掲注(16)47頁〔前田重行〕）。（現在は会社法により株式会社に一本化されることとなった）有限会社の社員総会においては，（平成17年廃止前）有限会社法36条で，招集通知を会日の一週間前に発送することを要すしつつも定款での短縮ができるものとされており（後述条文参照），招集通知の手続の厳格さは求められていなかった。このような歴史的な経緯も踏まえれば，小規模会社については，状況に応じて規律を緩やかに考える解釈が妥当であろうと思われる。それゆえ，上記のような小規模会社における招集通知の法定の手続の不徹底は，現行法においては，会社法831条2項により，手続上違法ではあるが決議の効力を失わせないものとされる路があると考えられる。なお，株主総会の招集手続については，株主全員が同意すれば省略することも可能であるが，議決権の書面行使制度や電磁的行使制度がある場合には省略できないため（300条），このような株主総会開催前の議決権行使制度がある場合には，招集手続の法定の手続の不徹底は違法と評価せざるをえず，決議取消訴訟が提起された場合には上に述べた831条2項により決議が有効とされうる路があるのみである。
- 平成17年会社法制定に伴う廃止前の有限会社法36条〔招集の通知〕「総会ヲ招集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各社員ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ此ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨ゲズ」
- 20) 竹林俊憲ほか・前掲注(9)12頁。
- 21) 竹林俊憲ほか・前掲注(9)12頁。
- 22) 江頭憲治郎・前掲注(4)338頁。
- 23) 神田秀樹ほか「座談会 令和元年改正会社法の考え方」別冊商事法務編集部編『令和元年改正会社法②—立案担当者・研究者による解説と実務対応』別冊商事法務454号（2020）79頁，82頁【井上卓発言】〔初出2020〕。
- 24) 竹林俊憲ほか・前掲注(9)17頁。
- 25) 竹林俊憲ほか・前掲注(9)19頁。
- 26) とりわけ，海外の機関投資家にとっては，株主総会参考書類等を受け取ってから翻訳を行ったうえで議決権行使方針を決めることになるであろうから，電子提供により少しでもこの間の時間の余裕ができることは重要な問題であると思われる。
- 27) 平成29年4月26日に開催された令和元年会社法に係る法制審議会の第一回資料においても，当初より株主総会参考書類の電子提供のみが議題とされていた。法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第1回会議（平成29年4月26日開催）部会資料「部会資料1 企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」<https://www.moj.go.jp/content/001237419.pdf>（最終閲覧日2024年7月31日）及び同会議事録 <https://www.moj.go.jp/content/001231218.pdf>（最終閲覧日2024年7月31日）参照。
- 28) 落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関(2)』（商事法務，2009）272頁〔森本滋〕。加えて，ただし書において，緊急の必要があるときは更に短縮できる旨の規定が置かれることも多い（後述の

- 平成29年判決の事案もそうである)。このような、取締役会の招集通知の発出期間の定めを事実上無効化するようなただし書の定めが有効か否かについて、議論はあるものの、緊急に取締役会を開催する必要性が高いことから有効と解する見解が有力である。落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関(2)』(商事法務, 2009) 272頁〔森本滋〕。
- 29) 落合誠一編・前掲注(28)272頁〔森本滋〕, 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2)』(有斐閣, 1987) 96頁〔堀口亘〕。
- 30) 落合誠一編・前掲注(28)276頁〔森本滋〕。
- 31) 鈴木千佳子「判批」法学研究92巻11号(2019) 69頁, 75頁も、株主に係る上記の規定は特則と考えるべきであるため、特則の設けられていない取締役会の招集通知については原則通り到達が必要であると解すべきとする。
- 32) なお、隔地者間の契約の成立時期については、かつては、到達までに時間を要するという技術的な制約を考慮して発信主義が取り入れられていた(平成29年改正前民法526条1項)。しかしこの点については、電子契約を念頭に置いた文脈において批判が多かった(山本豊「電子契約の法的諸問題—消費者契約を中心に」ジュリ1215号(2002) 75頁, 77頁以下等)。そのため、平成13年制定の「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」4条により、承諾通知が電子的方式で行われる場合には民526条1項は適用しない旨の手当てがされていた(河野太志「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の概要」NBL718号(2001) 28頁, 31頁参照)。さらには、平成29年の債権法改正により、かつての民法526条1項が削除され、民法上の隔地者間の契約の成立時期についても到達主義に改められている。
- 33) 最判昭和36年4月20日民集15巻4号774頁, 最判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁。
- 34) 最判昭和43年12月17日民集22巻13号2998頁。
- 35) 上柳克郎ほか・前掲注(29)96頁〔堀口亘〕。
- 36) 発信主義と到達主義の差異は、不到着・延着のリスクを誰が負担するかと、撤回可能性の点にある。山本敬三『民法講義I 総則〔第3版〕』(有斐閣, 2011) 128-129頁。株主総会あるいは取締役会の招集手続においては撤回の問題はあまり生じない(撤回があるとしても、完全な取り止めではなく、スケジュール変更により新たな会日を設定することとなるであろうから、新たな会日に係る招集手続に関する問題となるであろう)と考えられるため、不到着・延着のリスクの点のみが差異となる。
- 37) 落合誠一編・前掲注(28)273頁〔森本滋〕。
- 38) 落合誠一編・前掲注(28)299頁〔森本滋〕, 江頭憲治郎・前掲注(4)445頁。法律において手順や要件が定められている手続の場合、当該法律に則って手続を行うからこそはじめて効力が生じるのであり、法定の手続の一部不履践等の瑕疵があれば、効力を生ずべき前提に欠けるので当然に無効になると考えるべきであるからであろう。
- 39) とりわけ、裁判例において「特段の事情」を緩やかに解するものが散見されることに対しては批判も強い。江頭憲治郎・前掲注(4)445-446頁注20, 近藤光男「判批」法と政治69巻4号(2019年) 806頁, 801頁以下。
- 40) 弥永真生「ロッテホールディングス事件判決を考える」東京司法書士会「判例・先例研究令和2年度版」(2021) 50頁, 51頁。
- 41) 控訴審判決は原審を大幅に引用し、一部語句の修正等の微細な補正を行うにとどまるものである(判例掲載雑誌も、地裁判決を扱い、高裁判決はその参考として掲載しているに過ぎない)。そのため、以下では、控訴審及び原審を特に区別せず「平成29年判決」という。
- 42) 本件事案の舞台となった株式会社は、非公開会社であるが、取締役会設置会社における取締役会の規律については、特に公開会社である株式会社における取締役会と異なることはない。それゆえ、本稿で念頭に置いているのは上場会社をはじめとする大規模公開会社であり事案の舞台である会社とは異なるものの、本件判決を取締役会の規律についての題材として本稿で扱うことに特に問題はないと思われる。

- 43) Y社の定款には「取締役会の招集通知は、会日の三日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。」との規定があり、招集通知には、この定款規程ただし書の緊急の必要あるときにあたるものである旨の記載があった。
- 44) なお、二つ目の争点である決議の有効性については、先述した最判昭和44年12月2日の判断枠組のうち「その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情」があると認められたため、決議は有効と判示された。
- 45) 行岡陸彦「判批」ジュリ1530号（2019年）119頁，121頁，鈴木千佳子「判批」法学研究92巻11号（2019年）69頁，73頁以下，近藤光男「判批」法と政治69巻4号（2019年）806頁，802頁以下，弥永真生「判批」ジュリ1519号（2018年）2頁，3頁，矢崎淳司「判批」リマークス58巻（2019年）90頁，92頁以下，品谷篤哉「判批」旬刊商事法務2251号（2021年）130頁，132頁以下等。事案に即した結論としては妥当だが，到達の有無に係る判断基準及び理由付けに疑問を示すものとして藤嶋肇「判批」金融・商事判例1553号（2018年）2頁，5頁がある。
- 46) 職務上付与されているメールアドレスにおいて受信した電子メールにつき到達が否定されるのは，限定的な場面のみであると思われる。藤嶋肇・前掲注(45)5頁。確かにこの事案の判断を一般的に広げるとなると，結局メールチェックがこまめでない取締役についてのみ救済を認めることになりかねず妥当とは言えない。なお，本件事案におけるXのパソコンや電子メールの扱い方を見るに，インターネット利用が困難である者への配慮という観点も入った判示であると考えられる。
- 47) なお，判決文からみるに，Xと他の取締役の対立及び招集通知の発出の際にXを排除する意図があったことは，招集通知の効力を否定すべき考慮材料には入っていない。本判決においては，「到達」があったのか否かが概ね客観的な観点により判断されているため，発出側の意図（主観）を重視していなかったものと思われる。
- 48) UNICITRAL（国際連合国際商取引法委員会）の国際契約における電子コミュニケーションの使用に関する国際連合条約（採択日：2005年11月23日，発効：2013年3月1日）10条2項につき，山本敬三『民法講義Ⅰ 総則〔第3版〕』（有斐閣，2011）131-132頁，山本豊「電子契約と民法法理」法学教室341号（2009）95頁，98-99頁。
- 49) 上柳克郎ほか・前掲注(16)48頁〔前田重行〕。
- 50) 上柳克郎ほか・前掲注(16)48頁〔前田重行〕。
- 51) 定時株主総会の開催義務に反すれば取締役に過料の制裁がある（976条18号）。そのため定時株主総会と臨時株主総会を区別すべき必要がないわけではない。この区別につき，学説上，計算書類の確定・承認が議題となっているものが定時株主総会であるとする説や，招集時期により定時株主総会と臨時株主総会が区別されるとする説等がある。岩原紳作編『会社法コンメンタール7 機関(1)』（商事法務，2013）48頁〔青竹正一〕。このように，定時株主総会と臨時株主総会の区別の基準が定まっていないことは，会社法上，この両者について，開催義務付け及び計算書類承認等以外の規律が全く異なっていないことを裏付けている。
- 52) ありうるとすれば，郵送の不着リスクが電子メールの不着リスクを上回ったときであろうか。従来「紙での郵送」が原則であり，かつ発信主義が採用されても特段株主の権利を害するものと考えられてこなかったのは，わが国の郵便制度に対する信頼が厚かったということも一つの理由ではなかろうか。しかし，郵政民営化後には，翌日配達廃止等郵便サービスの一部削減等も見受けられるようになり，今後サービスの質的低下が生じないとは言い切れないのではないか。諸外国における郵便サービスの質に鑑みても，果たして今後もわが国において郵送の不着リスクが無視できるほど小さいと言える時代が続くのかは不明である。とはいえ，このようなディストピア的未来観に基づく思考実験は本稿の趣旨にそぐわないため，ここでは深く立ち入らないこととする。
- 53) 日本証券取引所グループ「議決権電子行使プラットフォーム等の運営」（2024年7月26日）（<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/voting-platform/index.html>，最終閲覧日2024年7月31日）。
- 54) このような現状に鑑みれば，この令和元年改正時の理念である「投資家と株式会社の建設的な対

話」の「投資家」とは、主に機関投資家が想定されているものであり、議場で質問をするような零細個人株主はそこには入っていないという穿った見方をすることもできよう。松井秀征・前掲注(2) 115頁は、令和元年改正の電子提供制度につき、株主総会を「会議」と「個人株主」に着目した制度から、会議を契機とした一連の「プロセス」と「機関投資家」に着目した制度に変容させていると評価している。